

重要事項説明書 (指定障がい児相談支援)

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定障がい児相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 指定障がい児相談支援を提供する事業者について

事業者 名称	エーゼル株式会社
代表者氏名	代表取締役 木泰輔
本社所在地 (連絡先)	おおさかしひらのくひらのほんまち 大阪市平野区平野本町5-11-10 06-6793-0166
法人設立年月日	平成18年11月1日

2 ご利用者への指定障がい児相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所 名称	チームノアノア
サービスの 主たる 対象者	障がい児
大阪市 指定 事業所 番号	指定障がい児相談支援 2775800218号 (平成29年12月1日指定)
事業所 所在地	おおさかしひらのくながよしろくたん3-1-32 大阪市平野区長吉六反3-1-32
連絡相談 担当者名	TEL/06-6770-5627 相談担当者 中山 正子
事業所の 通常	おおさかしひらのく 大阪市平野区

<p>の 事業 地域</p>	<p>実施</p>
<p>事業所 が行う 他の指定障がい 福祉サービス など等</p>	<p>地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援</p> <p>(平成29年12月 1日指定) (平成29年12月 1日指定) (平成29年12月 1日指定)</p>

(2) 事業の目的および運営方針

<p>事業の 目的</p>	<p>エーゼル株式会社（以下「事業者」という。）が設置するチームノアノア（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定障がい児相談支援の提供を確保することを目的とする。</p>
<p>運営 方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 指定障がい児相談支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適正な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 指定障がい児相談支援の実施に当たっては、利用者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者等に不当に偏することのない様、公正中立に行うものとする。 指定障がい児相談支援の運営に当たっては、市町村、障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。 指定障がい児相談支援の実施に当たっては、利用者等の意志及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うものとする。 指定障がい児相談支援の運営に当たっては、市町村、障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、当該利用者等の移行、適才、傷害の特裁その他の事情に応じ、適正かつ効果的に行うものとする。 前5項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定障がい児相談支援を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	水曜日・土曜日(ただし、8月13日～16日、12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	水曜日・土曜日は午前10:00～午後1:50

(4) 相談支援の可能な日と時間帯

相談実施日	水曜日・土曜日(ただし、8月13日～16日、12月29日～1月3日までを除く) 運営規程の記載内容を記載する)
実施時間	水曜日・土曜日は午前10:00～午後1:50

(5) 事業所の職員体制

管理者	中山 正子
-----	-------

種 職	職 務 内 容	じんいんすう 人員数
管理者	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常 勤 1 人
相談支援専門員	<p>【指定障がい児支援利用援助】</p> <p>支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児及びその家族との面接を行い、障がい児等の希望や状況等を把握し、障がい児支援利用計画を作成します。支給決定又は変更後に、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続障がい児支援利用援助】</p> <p>市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、障がい児が継続して福祉サービス等を適切に利用できるよう、障がい児及びその家族、指定障がい児通所支援事業者等との連絡を継続的にを行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	じょうきん 常 勤 1 人 ひじょうきん 非常勤 人

3 提供する指定障がい児相談支援の内容

(1) 指定障がい児支援利用援助

障がい児及びその家族との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。

【障がい児支援利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい児通所支援事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族に面接を行い、障がい児の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	障がい児支援利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、障がい児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した障がい児支援利用計画案を作成します。
4	障がい児支援利用計画案の説明・交付	障がい児支援利用計画の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。また、障がい児支援利用計画案を障がい児等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	通所給付決定が行われた後に、通所給付決定を踏まえて障がい児支援利用計画案の変更を行い、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、障がい児支援利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえた障がい児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	障がい児支援利用計画案の交付	完成した障がい児支援利用計画を障がい児及びその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 指定継続障がい児支援利用援助

モニタリング	障がい児及びその家族や福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、障がい児支援利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに障がい児等との面接を行い、必要に応じて障がい児支援利用計画の変更、福祉サービス事業者等との
--------	---

	れんらくちようせいなど おこないます あらた つうしょきゆうふけつてい かかわるしんせい かんしやう 連絡調整等を行います。また、新たな通所給付決定に係る申請の勧奨を 行います。
しょう が い 児 支援 利用 計画 の へんこう 変更	しょう じ しえん りやう けいかく へんこう さい しょう じ かいけつ かだい 障がい児支援利用計画を変更する際は、障がい児の解決すべき課題の へんか りゆうい げんそく および まてい ぎやうむ 変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を おこな 行います。
にゆうしょ しせつ など 入 所 施設 等 へ の しょうかい また ちいき せいかつ 紹介 又は 地域 生活 への 移行 に かんする じやうほうていきやうなど 関する 情報 提供 等 えんじよ の 援助	しょう じ きやたく にちじやうせいかつ いとなむ こんなん 障がい児が居宅において日常生活を営むことが困難となったと みとめる ばあいまた しょう じ など していしやう じにゆうしよしせつなど にゆうしよまた 認める場合又は障がい児等が指定障がい児入所施設等への入所又は にゆういん きぼう ばあい しせつなど しょうかいなど おこな していしやう 入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障 じにゆうしよしせつなど たいしよまた たいいん しょう じ など がい児入所施設等からの退所又は退院しようとする障がい児等から依 頼があった ばあい きやたく しせつなど せいかつ えんかつ いこう ひつやう 場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な じやうほうていきやう じよげんなど えんじよ おこな 情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定障がい児相談支援の利用者負担額について

していしやう じ そうだん しえん 指定障がい児相談支援	りやうしやふたんがく ばつせい 利用者負担額は発生しません。※
こうつうひ 交通費	つうじやう じぎやう じっしちいきがいがい ちいき きやたくなど ほうもん していしやう 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定障がい じ そうだん しえん ていきやう ばあい ひつやう こうつうひ 児相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 こうきやうこうつうきかん りやう ばあい じっぴ 公共交通機関を利用した場合・・・実費 じぎやうしや じどうしや しょう ばあい 事業者の自動車を使用した場合・・・ じぎやうしよ かたみち みまん えん 事業所から片道2キロメートル未満100円 じぎやうしよ かたみち いじやう えん 事業所から片道2キロメートル以上200円

※ 障がい児相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(障がい児相談支援対象保護者が償還払いを希望する)場合は、障がい児相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に障がい児相談支援給付費の支給を申請してください

5 交通費の支払い方法について

こうつうひ しはらい ほうほう 交通費の支払い方法 について	こうつうひ そうだん しえん りやう がつ よくつき りやうがつぶん 交通費について、相談支援を利用した月の翌月10日までに利用月分 せいきゆうしよ おとどけ そうだん しえん じっし きろく ないやう しょうごう の請求書をお届けします。相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、 せいきゆうがつ か き ほうほう おしはらいください 請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 あ げんきんしはらい (ア)現金支払い りやうしやしていこうざ じどうふりかえ (イ)利用者指定口座からの自動振替 じぎやうしやしていこうざ ふりこみ (ウ)事業者指定口座への振り込み かんさい ぎんこう ひらのしてん 関西みらい銀行 平野支店 しはら かくにん かならずりやうしゆうしよ わた ぼかん お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管を
--------------------------------------	--

ねが
 お願いします。
 また、しょう じ しょうだん し えん きゅうふ ひ しちょうそん きゅうふ う け た ばあい
 は、じゅうりょうつうち わた かなら ほかん ねが
 は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ こうつうひ しはら しはら のうりよく しはら きじつ ちえん
 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、
 こい しはら とくそく しはらい ばあい けいやく かいやく うえ みはら ぶん しはら
 故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払
 いただくことがあります。

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

障がい児及びその家族のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	(氏名) 中山 正子
	イ 連絡先電話番号	(電話番号) 06-6770-5627
	同 ファックス番号	(ファックス番号) 06-6770-5438
	ウ 受付日および受付時間	(水曜日・土曜日は午前10:00～午後1:50)

※ たんとうしゃ へんこう かん しょう じ および かぞく きぼう そんちよう ちょうせい おこな
 担当者の変更に関しては、障がい児及びその家族の希望を尊重して調整を行います。が、
 どうじぎょうしょ じんいんたいせい きぼう ばあい あらかじ りょうしょう
 当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
 い。

7 指定障がい児相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

していしょう じ しょうだん し えん ていきょう さきだ しょう ふくし など しきゅうけつてい う
 指定障がい児相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている
 ばあい じゅきゅうしゃしょう ていじ していしょう じ しょうだん し えん たいしょうしゃ けいぞくしょう
 場合は、受給者証をご提示いただき、指定障がい児相談支援の対象者であること、継続障がい
 じ し えん りよう えんじよ まかん つうしょきゅうふけつてい う む つうしょきゅうふけつてい ゆうこうまかん
 児支援利用援助のモニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、
 しきゅうりょうなど かくにん じゅきゅうしゃしょう じゅうしょ しきゅうないよう へんこう ばあい
 支給量等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は
 すみ じぎょうしゃ し
 速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

してい しょうがいじ しょうだん し えん ていきょうとき たんとうしゃ けつてい じっさい しょうだん し えん ていきょう
 指定障がい児相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供する

にあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ障がい児及びその家族に説明するとともに、障がい児等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

障がい児等から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中山 正子
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障がい児及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、障がい児等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 指定障がい児相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た障がい児等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定障がい児相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た障がい児等の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	○ 事業者は、障がい児及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児及びその家族の個人情報を提供しません。

- 事業者は、障がい児及びその家族に関する個人情報^{じぎょうしゃ しょう じ および かぞく かんする こじんじょうほう}が含まれる記録物^{きろくもの}（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、障がい児及びその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）

10 緊急時の対応方法について

- ① 指定障がい児相談支援の提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合そのほ必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、障がい児及びその家族が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、障がい児の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 06-6770-5437 （担当者 中山正子 対応可能時間 9：00：17：00）

11 事故発生時の対応方法について

- 障がい児に対する指定障がい児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- また、障がい児に対する指定障がい児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社（代理店：大樹生命保険株式会社）

保険名 福祉事業者賠償責任保険

保障の概要 利用者への賠償（施設側の過失により怪我をされた場合）

12 身分証携行義務

指定障がい児相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び障がい児またはその

家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.3 記録の整備

(1) 障がい児及びその家族に対する指定障がい児相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② 個々の障がい児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

- ・ 障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画

- ・ アセスメントの記録

- ・ サービス担当者会議等の記録

- ・ モニタリングの結果の記録

③ 障がい児相談支援対象保護者に関する市町村への通知に係る記録

④ 障がい児及びその家族からの苦情の内容等の記録

⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定障がい児相談支援完了の日から5年間保存し、障がい児等は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1.4 苦情解決の体制及び手順

(ア) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①
 - ②
 - ③
- 「利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」を指定申請時に提出された場合は、概要に基づき記載してください。

<p>【事業者の窓口】 <small>（事業者の担当部署・窓口の名称）</small></p>	<p>所在地 <small>おおさかしひらのくながよろろくたん</small> 大阪府平野区長吉六反3-1-32 電話番号 <small>でんわばんごう</small> 06-6770-5627 ファックス番号 <small>ばんごう</small> 06-6770-5438 受付時間 <small>うけつけじかん</small> 午前10:00～午後1:50 担当者 <small>たんとくしゃ</small> 中山 正子</p>
<p>【市町村の窓口】 <small>（給付決定市町村の障がい福祉サービス担当部署の名称）</small></p>	<p>所在地 <small>おおさかしひらのくせとぐち</small> 大阪府平野区背戸口2-8-19 電話番号 <small>でんわばんごう</small> 06-4302-9857 ファックス番号 <small>ばんごう</small> 06-6700-0190 受付時間 <small>うけつけじかん</small> 午前9:00～午後5:30</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 <small>運営適正化委員会</small> 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 <small>おおさか しちゅうおうくたにまち</small> 大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 <small>でんわばんごう</small> 06-6191-3130 ファックス番号 <small>ばんごう</small> 06-6191-5660 受付時間 <small>うけつけじかん</small> 月～金曜日（祝日等を除く） 午前10時～午後4時</p>

15 指定障がい児相談支援の実施開始可能年月日

<p>指定障がい児相談支援実施開始が 可能な年月日</p>	<p>ねん がつ ひ 年 月 日</p>
------------------------------------	---------------------------

16 重要事項説明の年月日

<p>この重要事項説明書の説明年月日</p>	<p>ねん がつ ひ 年 月 日</p>
------------------------	---------------------------

上記内容について、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、障がい児相談支援対象保護者に説明を行いました。

<p>事業者</p>	<p>所在地</p>
<p>法人名</p>	
<p>代表者名</p>	<p>印</p>

	<small>じぎょうしょめい</small> 事業所名	
	<small>せつめいしゃしめい</small> 説明者氏名	<small>いん</small> 印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

<small>しょう</small> 障がい <small>じそだんしえん</small> 児相談支援 <small>たいしょうほごしゃ</small> 対象保護者	<small>じゅう</small> <small>しょ</small> 住 所	
	<small>し</small> <small>めい</small> 氏 名	<small>いん</small> 印

<small>していしょう</small> 指定障がい <small>じそだんしえん</small> 児相談支援 <small>たいしょうじどう</small> 対象児童	<small>じゅう</small> <small>しょ</small> 住 所	
	<small>し</small> <small>めい</small> 氏 名	

<small>だいにりにん</small> 代理人	<small>じゅう</small> <small>しょ</small> 住 所	
	<small>し</small> <small>めい</small> 氏 名	